平成２６年（フ）第４７１号
宮城県本吉郡南三陸町歌津字吉野沢219－３
株式会社橋本組現場宿舎内、住民票上の住所
静岡市清水区由比町屋原67番地
破産者　原　　公威
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３４８号
茨城県東茨城郡城里町大字那珂西1260番地の１
破産者　青木　美将
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第４０９号
大阪府東大阪市高井田16番３－205号
破産者　前中　宏介
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３０号
和歌山市堀止西２丁目８番18号
破産者　小山　淳史
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１３６号
和歌山市野崎144番地
破産者　濱本かおり
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４号
北九州市小倉南区徳力団地122番205号、申立時の住所福岡県直方市大字中泉421番地７
破産者　清永　順治
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第４７０号
静岡市清水区由比町屋原573番地の１
破産者　原建設株式会社
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６４２号
川崎市中原区宮内４丁目９番６号
破産者　美幸プラスチック株式会社
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７９号
岡山市北区建部町川口495番地、住民票上の住所岡山市北区建部町川口495番地　河本泉方
破産者　岸田　敏江
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７２号
岡山県倉敷市児島下の町５丁目１－41、商業登記簿上の本店所在地岡山県倉敷市児島下の町７丁目１番21号
破産者　有限会社三好染工場
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９４号
岡山市北区京橋南町５番11－２Ａ号
破産者　株式会社三世警備
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０４号
岡山市中区赤坂本町２番１号
破産者　吉岡　正治
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第６７９号
札幌市南区南38条西11丁目５番15号
破産者　砂金　孝子
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０７６号
札幌市手稲区金山３条１丁目５番21号
破産者　飯澤　正博
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３６８号
札幌市中央区南15条西８丁目２番33－307号
破産者　佐々木志博
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６２５号
静岡市葵区川合１丁目１番７－501号、開始決定時の住所静岡市葵区羽高229番地の１
破産者　大野　義久
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部